

・家庭で一般的に使われる呼び径 13mm の水栓では、必要な吐水口空間は 25mm 以上と給水装置の構造及び材質の基準に関する省令で定められている（図 - 6.4.4）。

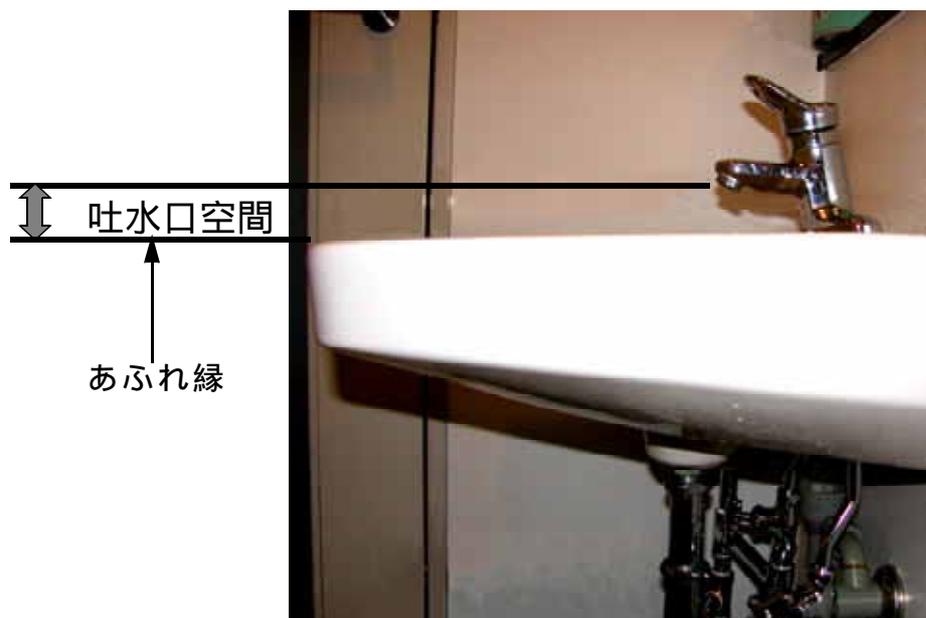


図 - 6.4.4 給水栓における吐水口空間の例

・構造上吐水口空間が取れない場合は、負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）が内蔵型でない場合には水受け容器の越流面の上方 150mm 以上の位置に取り付ける。

2) 吐水口空間の次に逆流を防止する方法として有効とされている負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）は、吸気口から空気を吸引し、器具内を大気圧とする構造で、器具内に発生しようとする負圧を破壊して逆流を防止する機能を有している（図 - 6.4.5 , 6.4.6）。

・水が流れていない時は、吸気口は開いており、負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）以降は空気が吸入され大気開放状態となっている。吐水口空間を取った時と同様に、水受け容器とは縁が切れた状態となる。

・水が流れている時は、スイング弁が閉となり吸気口側シートは閉じて、器具に給水される。

・給水管内に負圧が生じると、スイング弁が通水側シートを閉じて逆流を防ぐ。通水側シート面にゴミ噛み等で漏れがあっても、水受け容器とは縁が切れた状態で、空気を吸引するため、逆流を確実に防ぐ。

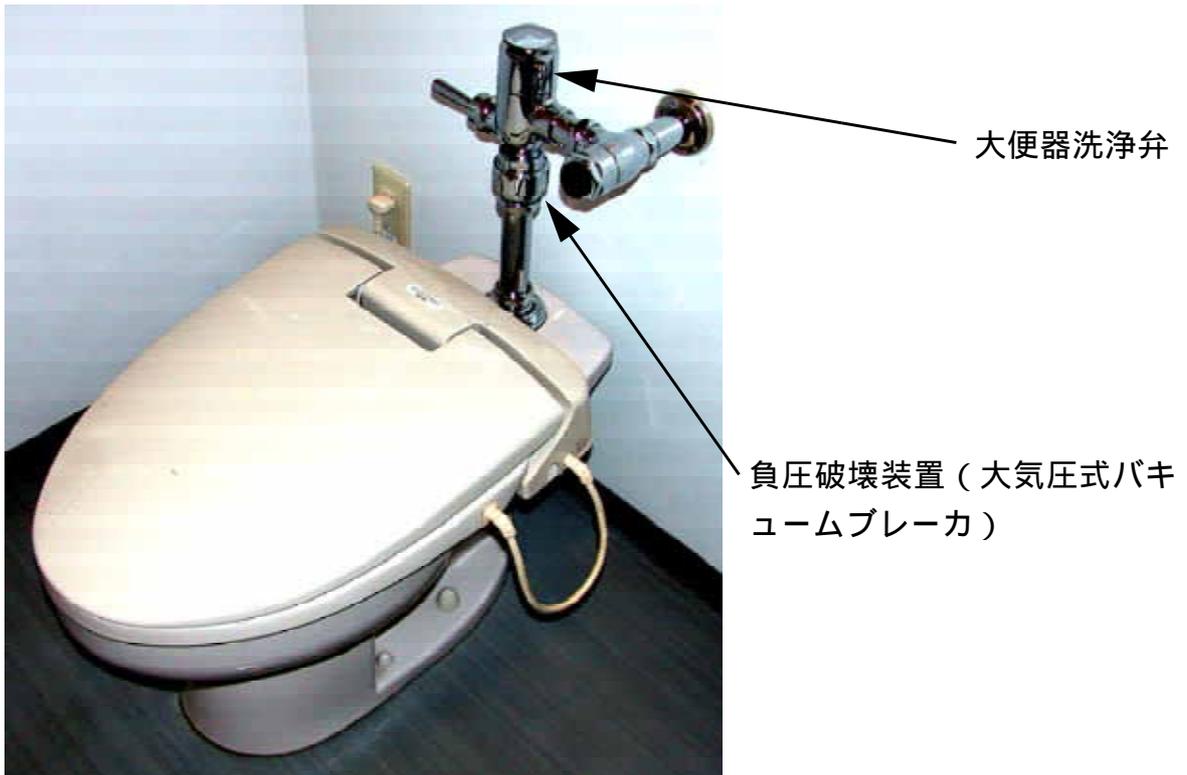


図 - 6.4.5 大便器洗浄弁用負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）の例

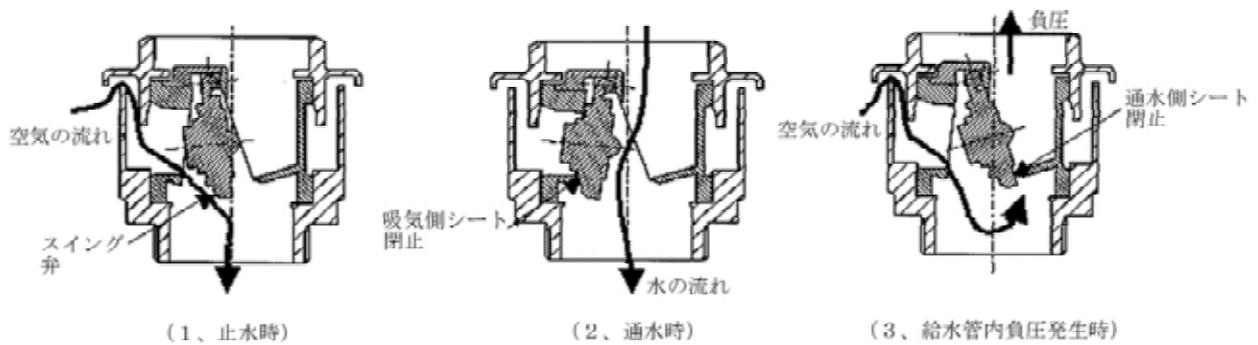


図 - 6.4.6 負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）の構造

3) その他、逆流を防止する給水器具として逆止弁があり、これは、一方にしか流れない構造の弁で、器具内部や配管に組み込んで逆流を防ぐ。

逆流防止のシート面に漏れがあると逆流を完全に防ぐことはできない（図 - 6.4.7）。

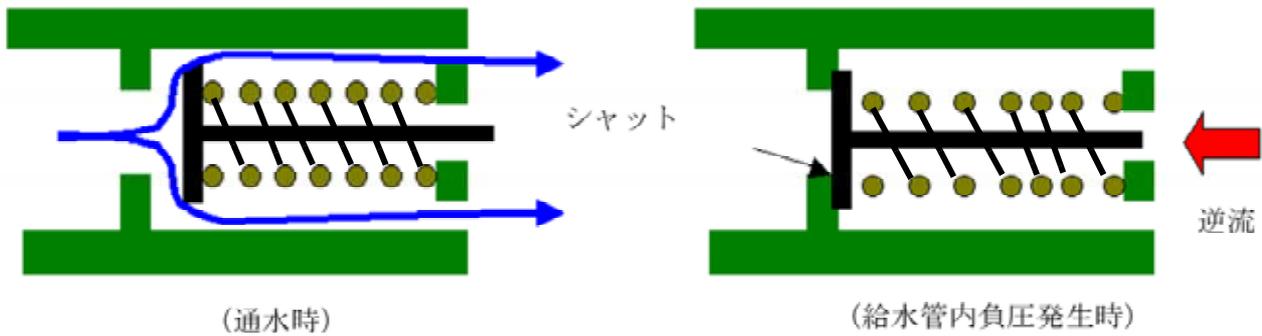


図 - 6.4.7 単式逆止弁の構造

6.4.3 需要者が行う逆流事故防止方法

1) 断水時の注意事項

断水後は、清浄な水が出るまでは飲用しないこと。

いつまでも水道水に色や臭い、濁りがある場合は、水道事業者に連絡する。

2) 逆流事故を起さないための注意事項

吐水口空間が取られている水栓の先端にホースを取り付け、バケツ等の水に浸しっぱなしにしていると、逆流を起こす恐れがあるので、このような使い方は止める。

3) 逆止弁は、逆流防止性能を維持するために、部品交換などを含めた定期的な維持管理が必要である。また負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）は逆止弁に比べ比較的高い信頼性があり、通水側シート面に多少の漏れがあっても、逆流防止性能は維持できる。ただし、長期間安心して使用するには、定期的な維持管理が必要となる。

6.4.4 工事事業者が行う逆流事故防止方法

1) 工事事業者は、給水装置工事を行う場合は、逆流防止装置の設置が必要であるかどうか判断し、必要であればどういった逆流防止装置を設置したらよいのかなどをよく確認してから工事を行う。

2) 逆止弁は、逆流防止性能を維持するために部品交換などを含めた定期的な維持管理の必要があり、また負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）も逆止弁に比べ比較的高い信頼性があり、通水側シート面に多少の漏れがあっても逆流防止性能は維持できるものであるが、長期間安心して使用するには定期的な維持管理が必要となる。このため、工事事業者は、逆流防止装置を内蔵した給水用具の定期的維持管理について留意し、需要者と接した時には情報交換を行うとともに、可能であれば交換部品等を備えておくことが望ましい。